

チリ

産業財産法

1991年1月24日法律第19.039号

1991年9月30日施行

目次

第I部 総則

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第II部 商標

第19条

第20条

第21条

第22条

第23条

第24条

第25条

第26条

第27条

第28条

第29条

第30条

第III部 特許

第31条

第32条

第33条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 48 条

第 49 条

第 50 条

第 51 条

第 52 条

第 53 条

第 IV 部 实用新案

第 54 条

第 55 条

第 56 条

第 57 条

第 58 条

第 59 条

第 60 条

第 61 条

第 V 部 意匠

第 62 条

第 63 条

第 64 条

第 65 条

第 66 条

第 67 条

第 VI 部 職務發明

第 68 条

第 69 条

第 70 条

第 71 条

第 72 条

第 VII 部 最終規定

第 73 条

第 VIII 部 經過規定

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第1部 総則

第1条

本法は、産業に関する諸権利及び産業財産の保護に対して適用されるべき規定を包含する。これらの権利には、商標、特許、実用新案、工業意匠(以下「意匠」という。)及び法律により制定されるその他の保護権が含まれる。

第2条

何人も、自然人であるか法人であるかを問わず、またチリ人であるか外国人であるかを問わず、憲法の保障する産業財産を享有することができる。ただし、本法の規定に従って予め当該保護権を取得しなければならない。外国に居住する自然人又は法人は、本法の適用上、チリにおける代理人を任命しなければならない。

第3条

出願の処理、権利の付与、及び産業財産に関するサービスは、経済・開発及び再開発省の下にある産業財産局の責務とする。

出願は本人自ら又は代理人により提出することができる。

第4条

出願が処理のために受理されたときは、規則に定める方法でその抄録を官報に公告しなければならない。

第5条

利害関係人は何人も、当該抄録の公告の日から計算して30日の期間内に産業財産局に対して、出願に対する異議を申し立てることができる。

前段落に示す期間は、特許出願の場合は60日とする。

第6条

前条に規定する期間の経過した後、同局の長官(以下「長官」という。)は、特許、実用新案又は意匠の出願について、当該出願が場合に依りて第32条、第56条又は第62条に定める条件を満たしていることを立証するために専門家による報告(以下「専門家報告」という。)の作成を命じなければならない。

第7条

特許、実用新案又は意匠に関する手続においては、当該出願人は、60日の期間内に自己の権利を主張することができるように、如何なる異議についてもその写を交付される。当該期間は、商標の場合は30日とする。

第8条

関連する実体的事項に関して如何なる紛争のあるときも、証拠は60日の期間内に聴取するものとし、この期間は、当事者の何れかが外国に住所があるときは更に60日間延長することができる。

できる。商標の紛争においては、証拠を受領する期間は30日とし、この期間は、長官のしかるべく定める案件においては更に30日間延長することができる。

第9条

専門家報告が請求された場合は、その作成の割当ての受理から計算して120日の期間内に作成するものとする。この期間は、長官の見解において必要であるとされる場合は、更に120日間まで延長することができる。

当該専門家報告は、関係人に通知するものとし、当該関係人には、しかるべき意見を申し述べるために当該通知から計算して120日間与えられる。この期間は、関係当事者の請求により、1回だけ120日間を限度として延長することができる。

第10条

専門家報告の費用には、当該報告を引受けた者への報酬及び必要とされた関連支出が含まれるものとし、これは特許、実用新案若しくは意匠の出願人又は権利を無効にすべきであると申請した者の負担とする。

第11条

本法に規定する、日による期間は、不変期間とし、就業日をいうものとする。これらの目的上、土曜日は就業日とはみなされない。

第12条

この手続においては、当事者は、そのような事項における通常のあらゆる形態の証拠、及び、法廷での宣誓証書を除き、民事訴訟法に掲げられている形態のものをも利用することができる。

民事訴訟法第64条第2項の規定は、この手続においても適用される。

第13条

通知は、規則の定めるところに従って行われるものとする。

第14条

産業財産は、死亡による移転可能なものとし、そして如何なる種類の合法的行為の目的とすることもできるが、公の証書によって証明し、かつ当該登録簿の余白に記録される。

上記に拘らず、産業上の権利の登録出願を譲渡する場合は、公証人の面前において署名した私的な証書で足りるものとし、その後の登録も必要とされない。あらゆる場合において、商標の登録は分割不能なものとし、当該権利によって保護される要素又は特徴は部分的に又は切り離して移転することができない。

第15条

産業財産に関する権限は、公証人又は公証人のいない行政区における資格のある民事登録官の面前において署名した公の又は私的な文書によって付与することができる。国外からの委任行為は、その後の方式上の手続を必要とすることなく資格のあるチリ領事の面前において、

又は民事訴訟法第 345 条に定める方法で認証することができる。

第 16 条

本法に定める反則行為により，犯罪又は反則に関する一般司法規則に基づく公の手續が開始されるものとする。

そのような場合，証拠は正当な良心において評価するものとし，そして産業財産局は決定が下されるのに先立ち聴取を受けるものとする。

第 17 条

異議，登録若しくは移転の無効化に関する案件，及びその有効性若しくは効果についての又は産業財産一般についての不服申立に関する案件は，本法及び規則に定める手續に従って長官に提出するものとする。

当該決定は，理由書を添付するものとし，かつ民事訴訟法第 170 条の規定にできるだけ従うものとする。

事実の明らかな誤りを含む又はそのような誤りに基づく決定は，職権により又は当事者の，通知の日から計算して 5 日以内の請求により直すことができる。

長官の決定に対しては，その通知の時から計算して 15 日以内に不服申立することができる。不服申立は，以下数段落にいう仲裁審判所(the Arbitration Tribunal)が審理するものとする。

産業財産仲裁審判所は，経済・開発及び再開発省が 2 年毎に任命する 3 名の審判員から構成されるものとし，うち 1 名は省が任意に選定し，他の 1 名は国防会議の長がその弁護士団の中から推薦し，そして 3 人目はサンチアゴ控訴裁判所の提出する 3 名のリストから選任される。当該審判所には弁護士の秘書官を置き，この秘書官は経済・開発及び再開発省の公務員とする。

前段落にいう 3 名のリストの作成に当たっては，サンチアゴ控訴裁判所は，チリ国内の何れかの控訴裁判所において判事又は弁護士の職を経験した者を含めなければならない。

仲裁審判所に専門的知識を要する事項が係属した場合は，同審判所は技術的専門家を任命することができるが，その提供した役務に要した費用は不服申立人の負担とする。

仲裁審判所は必要とみなされる頻度で開廷され，その審判員は，各開廷期に出席した場合に経済・開発及び再開発省の予算から規則に定める方法で報酬を受けるものとする。このような報酬は国による任命に対する他の如何なる報酬とも併受することができる。前記規則は，当該審判所の機能の仕方及び行政的支援を受ける方法を規定すべきものとする。

第 18 条

特許，実用新案及び意匠の付与は，各 5 年の保護期間について 1 月例納付単位(one monthly accounting unit)に等しい手数料の納付を条件とする。

予防特許(仮特許と同義)は，1 月例納付単位の半額に等しい手数料の納付を条件とする。

商標の登録は，2 月例納付単位に等しい手数料の納付を条件とし，当該出願の提出のときに 1 月例納付単位の半額に等しい額を納付するものとし，この納付のないときは出願の審査は行われぬ。出願が許可された場合は手数料の残余を納付し，拒絶された場合は納付済の金額は国の利益に帰するものとする。

商標の登録の更新は，前段落に規定する手数料額の倍額の納付を条件とする。

商標，特許，実用新案及び意匠に関する案件において行われた不服申立は，2 月例納付単位に等しい手数料の納付を条件とする。不服申立が認められた場合，仲裁審判所は，規則に確立の手續に従って当該手数料額の払戻を命じなければならない。

所有権の移転，実施のライセンス，質権及び名義変更の登録，並びに特許，実用新案，意匠又は商標に影響を及ぼす虞のある，他の如何なる種類の障害の登録も，1 月例納付単位の半額に等しい手数料の納付を条件とする。そのような行為は第三者に対しては，産業財産局において登録されるまでは発動することができない。

本条に定める手数料は全て，国の利益に帰するものとし，当該登録簿における登録を許可する決定の日から計算して 60 日の期間内に産業財産局に対して納付しなければならない。当該納付の無かったときは，当該出願は放棄されたものとなされて棚上げされる。

役務を指定し，かつ 1 又はそれ以上の地域に限定された商標の登録(の効力)は，チリ全国に及ぶものとみなされる。

商業上の施設を保護すべき地域による商標登録は，当該地域の所在する地区全体をカバーするものとみなされる。

前 2 段落にいう商標の登録の所有者であって，本条の適用上，その標章について領域上の保護を拡大する者は，第 28 条(a)にいう反則行為の責により，同一の又は類似の標章が同一種類の役務又は施設で，そのような標章により保護される役務を提供し又は商業上の施設を設立することができない。

第 II 部 商標

第 19 条

「商標」なる用語は、目に見える、新規な特徴ある標識であって、製品、サービス、又は工業上若しくは商業上の施設を識別するのに資するものを意味する。

販売促進又は広告スローガンも又、それが使用されるべき製品、サービス又は工業上若しくは商業上の施設のための標章と組み合わせて又は関連せしめられていることを条件として登録することができる。そのスローガンは、広告の対象である登録標章を必須的に含んでいなければならない。

普通に用いられるか又は一般名称的、暗示的若しくは記述的性格の虞のある語形、接頭語、接尾語又は語根を含む商標の出願が行われたときは、当該権利は、当該要素についての保護は分離して付与されることはない旨の明示の表示の下に付与することができる。同様に、ラベルからなる標章の登録は、全体として保護を与えるのであって、その構成要素の何れかについて別々に与えられるものでない。

当該出願人が当該ラベルに名称を付した場合は、その名称を構成する語は最も目立つものでなければならず、そして又商標保護も与えられるものとするが、ラベルに含まれる他の語は何れもそうした保護は与えられず、そしてこの事実は登録簿に記載されるものとする。

第 20 条

次に掲げるものは、標章として登録を受けることができない。

(a) 何れかの国、国際機関又はある国の公共事業の紋章、旗章若しくはその他の記章、名称又はシンボル

(b) 当該標章が目的とする対象物についての技術的又は科学的名称、世界保健機関の推奨する国際的普通名称、及び診療の特性を表示する名称

(c) 自然人の名称、雅号又は肖像。ただし、その者の同意又は、その者が死亡している場合は、その者の相続人の同意があるときを除く。歴史上の人物の名称は、その死後少なくとも 50 年を経過している場合は登録することができるが、その者の名誉が登録により損なわれないことを条件とする。

人の名称は、(e)、(f)、(g)及び(h)に反する場合は、何れにせよ登録することができない。

(d) ある国の採用する管理又は証明用の公の標識又は印章を、その国の許可を受けずに複製し又は模倣した標章。更に、内国又は外国博覧会で授与されたメダル、賞状又は栄誉を複製し又は模倣した標章であって、それを受けた者以外の者の登録出願に係わるもの

(e) 当該製品、サービス又は施設の、種類、性質、原産地、国籍、出所、目的地、重量、価値又は品質を表示するために使用される表現、更に、一定の種類、製品、サービス又は施設を記述するために取引において一般に使用される表現、及び何らの新規な特徴がないか又はそれが適用されるべき製品、サービス若しくは施設を単に記述するに過ぎない表現

(f) 当該製品、サービス又は施設の出所、品質又は種類について誤認を生じ又は欺罔する表現

(g) 同一の製品、サービス又は商業上及び/又は工業上の施設について外国で登録された他の標章と同一又は視覚的若しくは音声的に混同を生じる程に類似する標章であって、当該外国登録標章が名声を得ているもの

そのような理由で登録が拒絶され又は取り消された場合は、当該外国標章の所有者は 90 日の期間内に当該標章の登録を請求しなければならない。当該外国標章の所有者がそうしない場合は、如何なる者も当該標章を出願することができるが、優先権は出願を拒絶され又は登録を取り消された者に与えられる。

(h) 同じ類において先に登録されているか又は有効に出願されている他の標章と同一又は視覚的若しくは音声的に混同を生じる程に類似する標章

(i) 製品又は包装の形、色、装飾及び付属品

(j) 公序良俗、道徳、並びに公正な競争の原則及び取引倫理を含めた適切な慣行に反する標章

第 21 条

商標の登録は産業財産局において行われるものとし、登録の出願は規則の規定に従い、規則に定める方法で行なわなければならない。

第 22 条

商標登録官が標章出願を処理することに同意するに先立ち、産業財産局は第 20 条に定める不登録事由の何れかがあるか否かを決定するために調査又は予備審査を行なわなければならない。

第 4 条に従って出願を処理しない、という商標登録官の決定に対する不服申立は、20 日の期間内に長官に対して行うことができる。

第 23 条

標章は、特定の製品について又は国際分類の 1 若しくはそれ以上の類についてのみ出願して登録を受けることができる。同様に、サービスマークは、国際分類の様々な類に掲げる特定のサービスについてのみ出願して登録を受けることができる。更に、標章は、1 又はそれ以上の、特定の製品の類と関連した製造又は売買活動に従事する産業上又は商業上の施設を識別する目的で出願して登録を受けることができるが、これは、販売促進用スローガンを既に登録された標章の広告において使用できるように標章を出願して登録を受けることができるのと同じである。

手数料の納付に関しては、1 つの標章の出願又は登録は、各類についての別個の出願又は登録として取り扱うものとする。

製品、サービス及び産業上の施設を識別するための標章の登録は、チリ共和国全国を通じて有効とするものとする。

商業上の施設を保護するための標章の登録は、その施設が所在する地域についてのみ有効とするものとする。当事者は、同一標章の所有権を他の地域に拡張したい場合は、登録出願にこの旨を記載し、かつ各地域について相当する出願又は登録手数料を納付しなければならない。

第 24 条

標章登録の存続期間は、当該登録簿における登録の日から計算して 10 年とする。当該標章の所有者は、その期間内において又はその満了後の 30 日間以内に同じ期間ずつ更新の請求をす

ることができる。

第 25 条

取引において使用されている如何なる登録標章も、「Marca Registrada」(登録商標)又はその略語の「M.R.」若しくは丸で囲んだ文字「R」が見えるように表示すべきものとする。このような表示をしない場合は、当該登録標章の有効性には影響を与えないが、この要件に従わない者は、本法に定める刑事訴訟は提起することができないものとする。

第 26 条

商標の登録は、第 20 条にいう禁止事由の 1 に違反してなされたときは、無効にすることができる。

第 27 条

標章の登録を無効にすることについての訴は、登録の日から計算して 5 年経過した後は禁止されるものとする。この期間の終りに、長官は、このような訴の禁止されることを公式に宣言し、かつ無効の訴は考慮されないものとする。

第 28 条

次に掲げる者は、国家に支払われるべき 100 から 500 月例納付単位までの罰金に処するものとする。

(a) 現行の分類の同一の類について既に登録されている標章と同一又は類似の標章を悪意で使用した者

(b) 登録商標を詐欺的に使用した者

(c) 何らかの広告の形態で現行の分類の同一の類についての登録商標を使用し又は模倣して詐欺的行為を行った者

(d) 未登録の、消滅した、又は無効とされた標章をそれが登録標章であると表示するような方法で使用した者

(e) 自己に属さない登録標章を付した容器又は包装を、予め当該標章を抹消することなく使用した者。ただし、そのように標章を付した包装が当該標章によって保護されるのとは異なる種類の製品を収容することを意図した場合は除く。

本条にいう罪の何れかを犯した時から 5 年以内に第 2 の又はそれに続く罪を犯した者は、先の罰金の倍額を限度とする罰金に処するものとする。

第 29 条

前条により有罪とされた者には、当該標章の所有者に生じた費用、損害賠償及び被害を支払うことが宣告されるものとする。

偽造又は模倣に使用された道具及び設備は破棄されるものとし、また偽造標章を付した物は当該商標の所有者の利益のために没収されるものとする。当該事件を審理する裁判所はまた前記の物の即時差押を、裁判所が必要な暫定的処置を採る権限を毀損することなしに、命令することができる。

第 30 条

未登録商標が同時に 2 名又はそれ以上の者によって使用されていた場合は、それを登録した者は、登録の日から少なくとも 120 日間は当該商標の使用を継続する他の者のうち何れをも訴えることができない。

第 III 部 特許

第 31 条

「発明」なる語は、産業の分野において生じる技術的課題の何らかの解決を意味するものとする。発明は、物若しくは方法であることができ又は物若しくは方法に関係することができる。「特許」なる語は、発明を保護する目的で国家により付与される排他的権利を意味するものとする。特許において具体化される効果、義務及び限定は、本法により定めるものとする。

第 32 条

発明は、それが新規で、進歩性を有し、かつ産業上利用することができるときは、特許することができるものとする。

第 33 条

発明は、それが未だ当該技術水準の一部となっていないときは、新規なもののみならず。技術水準は、チリにおける当該特許出願の行われた日前に世界の何れかにおいて、有形の形態の公開、販売若しくは使用又はその他の如何なる態様であれ、公衆に開示され又は公衆が利用できるようになった全てのものを包含するものと解釈する。審査の対象となっている特許出願の出願日前に産業財産局に対して出願された特許出願の対象も又当該技術水準の一部を構成するもののみならず。

第 34 条

特許がその前に外国において既に出願されていた場合は、当事者は、チリにおける出願につき、その外国における出願日から計算して 1 年の期間優先権を有するものとする。

第 35 条

発明は、それが当該技術における通常の知識を有する者にとって自明でなく又当該技術水準から導くことが自明でないときは、進歩性を有するもののみならず。

第 36 条

発明は、それが原則として何れかの種類の産業において製造することができるか又は使用することができるときは、産業上利用することができるもののみならず。この目的では、「産業」なる語は、最も広義に理解するものとし、製造、鉱業、建築、手工業、農業、林業及び漁業のような諸活動を含む。

第 37 条

次に掲げるものは、発明とはみなされず、特許保護から除外するものとする。

- (a) 発見、科学的理論及び数学的方法
- (b) 植物又は動物の品種
- (c) 経済上、金融上、単純に証明される取引及び課税制度、方法、法則又は計画、並びに純粹に精神的若しくは知的活動をするための又はゲームをするための規則
- (d) 外科又は治療による人体又は動物体の処理方法、及び人体又は動物体に対して行う診断

方法。ただし、これらの方法において使用するための物を除く。

(e) 既知の特定の目的のために既に使用されている物品，物又は要素の新しい用途，及び出願された対象についての形状，寸法，比率又は材質の変更。ただし，当該対象の質が実質上変更された場合又はその用途がそれ以前には均等な解決法がなかった技術的課題を解決した場合を除く。

第 38 条

法律，公序良俗，国家の安全，道徳若しくは公正な慣行に反する発明又は正当な所有者でない者によって出願された発明は，特許を受けることができないものとする。

第 39 条

特許は，更新なしの 15 年の期間付与されるものとする。

第 34 条の規定を侵害することなしに，外国で既に特許された発明又は出願が係属している発明についてチリで提出された出願は，当該特許の出願された又は取得された当該外国において権利の満了する迄の期間でかつ前段落にいう期間を超えない期間のみ特許付与されるものとする。

第 40 条

改良は，既知の発明に対して行われた変更であって，当該先の発明に比較して新規であり，明瞭な関連する利点を呈するものを意味する。

第 41 条

チリ共和国で既に特許された発明についての改良に関する特許出願は，当該特許がなお有効である場合は，当該改良の創作者によって出願されるべきものとし，かつ次に掲げるところに従うものとする。

(a) 改良を行った者が最初の発明の所有者である場合は，その者は当該先の特許の存続期間の残期間の間特許を付与されるものとする。

(b) 改良を行った者が第三者であり，かつ当該改良の行われた特許の存続期間が未だ終了していない場合は，特許は，最初の発明者が当該改良と一緒に最初の思想を使用することについての事前の承認を 2 番目の発明者に与えるときのみ付与することができる。当該特許は両発明者に共同で付与することもできるし，その 1 人に付与することもできるが，その場合は，この事実を書面に記録して当該出願に添付するものとする。

(c) 合意のない場合は，当該改良の創作者は当該改良について特許を出願することができる。このようになった場合は，当該補完特許の発効日及び存続期間は長官が決定するものとするが，そのためには当該発明者は最初の出願の日から計算して 90 日の期間内に産業財産局に対して自己の意図を知らせなければならない。

第 42 条

チリ共和国に居住し，発明に関する研究に従事している発明者であって，その技術思想を公知にせざるを得ないような実験を行い又は機械若しくは装置を組み立てる必要のある者は，生じる虞のある侵害行為から自己の権利を仮に保護することができるが，それはこのような

目的で保護証又は仮特許を請求することによる。保護証又は仮特許は、産業財産局が当該手数料の納付を条件として1年の期間、発明者に付与するものとする。

この証明を所有することにより、その所有者は当該保護の1年の期間中に同一の事項に関して権利を出願した他の如何なる者に対しても優先する法的権利が与えられる。何れにしる、当該正規の特許の存続期間は、仮特許の出願の時から計算するものとする。

仮特許の所有者が正規の特許の出願を行うことなく当該1年を経過した場合は、当該発明は公共の財産に帰するものとする。

第43条

出願が産業財産局に対して行われると、予備審査を行うものとし、当該予備審査においては次に掲げる裏付資料が添付されていることの確認を行う。

発明の要約

発明の説明

クレームを記載した紙面

該当する場合は発明の図面

当該説明は、専門家又は技術の熟練者が他の如何なる情報をも必要とせずに当該発明を再現することができるように十分に明瞭でかつ完全でなければならない。

出願された特許のクレームの審査の結果、実用新案又は意匠に相当するものであることが判明したときは、付与された優先権を維持しつつ、実用新案又は意匠として分析され、取り扱われるものとする。

第44条

発明の新規性、所有権及び有用性に関する宣言書は、当事者の義務であって、その責任において作成すべきものとする。

特許を付与したからといって、特許願及び発明の説明に出願人が記載した情報の必要性及び正確性を国が保証したことにはならない。

第45条

添付資料が不完全な場合、当該脱落を指摘する決定の通知から40日の期間内に補正することができ、この場合は最初の出願日が保持されるものとする。そうでない場合は、出願は行われていなかったものとみなされ、訂正又は新しく提出した日を当該出願日とみなすものとする。

本法又は本法の規則に定める期間内に、処理に必要なその他の要件を満たさなかった出願は、放棄されたものとみなして棚上げされる。このような場合、当該出願人は、出願が放棄されたものとみなされた日から120日以内に当該出願の回復を、優先日を喪失することなしに請求することができる。

第46条

外国で既に出願された特許の(チリ共和国の)出願人は、外国特許庁の既に行った調査及び審査の結果を、当該先の出願が特許付与されたか否かに拘わりなく、提出しなければならない。

第 47 条

特許出願に係わる裏付資料は全て、第 4 条にいう公告の後は産業財産局が保管し、公衆の利用に供するものとする。

第 48 条

特許の付与が承認され、相当する手数料の納付が行われると、当事者に特許を付与し、当該出願の行われた日から保護を与える証明書を発行する。

第 49 条

特許の所有者は、当該発明に係わる物又はその他の対象を如何なる形態においても製造又は販売するか、及び一般にこれをその他の如何なる態様においても実施する排他的権利を有するものとする。

この特権は、当該特許付与の存続期間の満了の日に至るまでチリ共和国の領土全体に及ぶものとする。

第 50 条

特許は、次に掲げる理由により無効とすることができる。

- (a) 当該特許を取得した者が発明者でもなければその実施権者でもない場合
- (b) 当該特許が間違った又は明らかに不十分な専門家報告に基づいて付与された場合
- (c) 当該権利が、本法に定める特許性についての規則及び関連要件に違反して付与された場合

特許は、10 年の期間無効訴訟の対象とすることができる。

第 51 条

強制ライセンスは、特許の所有者が、1973 年の政令(Decree-Law)第 211 号に基づいて設立された決議委員会(the Resolution Committee)によれば独占権の濫用とされるところを冒した場合に限って付与することができる。委員会は、犯罪の存否を確定し、それについて決定を行う責任を負う機関である。

当該委員会の決定には、少なくとも次に掲げる局面を考慮すべきものとする。

独占権の濫用の存在すること

濫用が確証された場合は、委員会の決定により実施権者が特許を実施すべき条件、ライセンスの付与されるべき期間、及び強制ライセンスの対象である方法を使用する者が当該特許の所有者に対して定期的に支払わなければならない補償金の額を定めるものとする。

財務及び計算書の分析のためには、公開法人に関する証券及び保険監督機関の規則を適用する。

第 52 条

次に掲げる者は、国家に支払われるべき 100 から 500 月例納付単位までの罰金に処せられる。

- (a) 特許が存在するような表示を付した非特許対象を使用することにより他人を欺罔し、又は類似の欺瞞を行った者
- (b) 正当な権限なしに、販売の目的で特許発明を製造し、販売し又は輸入した者

(c) 特許方法を不正に使用した者。特許方法の使用が専ら実験又は教育の目的のためである場合は、本規定は適用しないものとする。

(d) 特許発明を模倣することにより詐欺を行った者

(e) 特許出願の行われた発明を悪意をもって模倣し又は実施した者。ただし、特許が最終的に付与されることを条件とする。

有罪とされた者には、当該特許の所有者に生じた費用、損害賠償及び被害を支払うことが宣告されるものとする。

本条にいう罪の何れかを犯すのに使用された道具及び設備並びに不法に生産された物は、当該特許の所有者の利益のために没収すべきものとする。当該裁判所はさらにそれらの物の即時差押を、裁判所が必要な暫定的処置を採る権限を毀損することなしに、命令することができる。

第2又はそれに続く犯罪は、第1段落に定める罰金の倍額の罰金をもって処罰するものとする。

第53条

如何なる特許事項も、当該の物自体に又は包装に特許番号を表示し、語「Patente de Invencion」(特許)又はその略語「PI」及び当該権利の番号を見えるように示すべきものとする。

上記の義務に対する唯一の例外は、その性質上当該要件を満たすことができない方法とする。当該要件を満たさない場合は、当該特許の有効性には影響を与えないが、本規定に従わない者は本法に定める刑事訴訟は提起することができない。

特許が出願に係属中の場合は、このことを、当該出願人により商業目的のために当該物が製造され、販売され又は輸入される場合に、表示するものとする。

第 IV 部 実用新案

第 54 条

外観及び作用の両者についてクレームすることのできる形態の機械，器具，道具，装置及び物又はその部品は，当該形態によりこれらの物に，その目的とする機能が以前には有していなかった利点，利益又は技術的效果を奏するという意味で，有用性が与えられることを条件として，実用新案とみなすものとする。

第 55 条

特許に関する第 III 部の規定は，この部に含まれる特別規定の適用を留保して，該当する場合は実用新案に適用するものとする。

第 56 条

実用新案は，新規でかつ産業上利用できるときは，実用新案特許を付与することができるものとする。

実用新案特許は，当該実用新案が従来の特許又は実用新案に比較して何らかの明らかな有用性に寄与しない些少な又は二次的な差異を呈示するに過ぎない場合は，付与しないものとする。

実用新案特許の出願は，単一の物に係わらせることができるのみである。ただし，当該物の様々な要素又は局面は，当該同一の出願においてクレームすることができるという事実は留保される。

第 57 条

実用新案特許は，更新なしの，当該出願日から計算して 10 年間付与されるものとする。

第 58 条

出願が産業財産局により受領されると，少なくとも次に掲げる裏付資料が添付されていることを確認するために予備審査を行うものとする。

実用新案の要約

実用新案の説明

クレームを記載した紙面

実用新案の図面

第 59 条

実用新案は，「Modelo de Utilidad」(実用新案)なる掲記又はその略語「MU」及び当該権利の番号を見えるように表示すべきものとする。このような表示をしない場合は，当該実用新案の有効性には影響を与えないが，当該実用新案特許の所有者は本法に定める刑事訴訟を提起する権利を喪失するものとする。

第 60 条

実用新案特許は，第 50 条に規定すると同じ理由により無効とすることができる。

第 61 条

次に掲げる者は、国家に支払われるべき 100 から 500 月例納付単位までの罰金に処せられる。

- (a) 実用新案特許が存在するかのような表示を付して非特許事項を使用することにより他人を欺罔し、又は類似の欺瞞を行った者
- (b) 正当な権限なしに、商業目的で特許された実用新案を製造し、販売し又は輸入した者
- (c) 特許された実用新案を模倣することにより詐欺を行った者
- (d) 出願の行われた実用新案を悪意をもって模倣し又は実施した者。ただし、実用新案特許が最終的に付与されたことを条件とする。

有罪とされた者には、当該実用新案特許の所有者に生じた費用、損害賠償及び被害を支払うことが宣言されるものとする。

本条にいう罪の何れかを犯すのに使用された道具及び設備並びに不法に生産された物は、当該実用新案特許の所有者の利益のために没収すべきものとする。当該裁判所はさらにそれらの物の即時差押を、裁判所が必要な暫定的処置を採る権限を毀損することなしに、命令することができる。

第 2 又はそれに続く犯罪は、第 1 段落に定める罰金の倍額の罰金をもって処罰するものとする。

第V部 意匠

第62条

「意匠」の用語は、彩色されているか否かを問わず三次元の形態、及び工業上又は手工芸上の生産品で量産品の型として使われ、その形態、幾何学的形状若しくは装飾又はこれらの結合によって同類品とは区別されるものを、それらの特徴によって独創的、新規かつ別個の特色が生じるような態様で目に見える特別の外観が与えられている限りにおいて、含むものとする。

容器は、上記で明らかにした新規性及び独創性の条件に合うならば意匠として保護することができる物品に含むものとする。

如何なる種類のものかを問わず衣類の物品は意匠として保護を受けることができない。

第63条

特許に関する第III部の規定はこの部の特別規定の適用を留保して、該当する場合は意匠に適用するものとする。

意匠は第50条に規定すると同じ理由により無効とすることができる。

第64条

意匠の権利の付与は、少なくとも次に掲げる書類を提出して申請するものとする。

願書

説明

図面

該当する場合は、原型又はひな形

第65条

意匠の権利は更新期間なしで出願日から数えて10年間付与されるものとする。

第66条

意匠は「Diseno Industrial」(工業意匠)又はその略語「DI」及び権利の番号を目に見えるように表示するものとする。表示をしなくとも意匠の有効性には影響を及ぼさないが、意匠権の所有者は次の規定に定める刑事訴訟をする権利を喪失するものとする。

第67条

次に掲げる者は国家への100から500月例納付単位までの罰金が課される。

(a) 正当な権限なしに、商業上の目的で登録意匠を製造し、販売し、又は輸入する者

(b) 悪意をもって、登録意匠を模造する者

(c) 悪意をもって、出願された意匠を模造するか又は実施する者。ただし、権利が最終的に付与されたことを条件とする。

有罪とされた者は権利の所有者に与えた不利益、損害、費用を支払うよう宣告される。

本条にいう犯罪の何れかを行うのに使用した道具及び設備並びに不法に生産した対象物は権利の所有者の利益のために没収するものとする。裁判所はさらにそれらの即時差押を、裁判

所が必要な暫定的処置を採る権限を毀損することなしに，命令することができる。
第2 又はそれに続く犯罪は前段でいう罰金の2倍の罰金をもって処罰するものとする。

第 VI 部 職務発明

第 68 条

発明又は創作活動を行うことを内容とする役務契約に基づく雇用による発明の場合は、当該権利を出願する権限及び如何なる産業財産も、別段の約定が明示的になされた場合を除き、当該使用者又は当該役務を委嘱したものに専ら帰属するものとする。

第 69 条

雇用契約によれば発明的又は創作的労作をなす義務を負わない従業者の行った発明について当該権利を出願する権利及び如何なる産業財産も、当該従業者に専ら帰属する。

しかしながら、当該発明を行うために、従業者が当該企業内で取得した知識を利用し又は当該企業の提供した手段を使用した場合は、前記の権限及び権利は使用者に帰属するものとし、この場合、当該使用者は当該従業者に両者間で合意されるべき追加の報酬を与えるものとする。

上記は、委託された仕事の枠組みを超える発明をなした者に適用するものとする。

第 70 条

1975 年の政令第 1.263 号にいう大学又は研究機関による独立の又は従属の労作に従事することを契約した者の発明的又は創作的活動に基づいた、対応する権利を出願する権利及び如何なる産業財産も、前者又は前者の指名することのできる者に帰属するものとする。ただし、当該発明者又は創作者がその労作によって達成した利益の分配に与かる仕方についての、当該前者の規約の規定が害されるところとはならない。

第 71 条

前数条において従業者の利益のために確立した諸権利は、場合に応じて、特許又は実用新案登録の付与前においては放棄することができないものとする。これに反する如何なる約定も、記載されなかったものとみなす。

この部に基づく如何なる紛争も、第 17 条第 5 段落以下数段落にいう仲裁審判所の権限内にあるものとする。

第 72 条

第 17 条にいう仲裁審判所により生じる費用は、経済次官職の予算の小見出し 21 項目 03、配置 001 に計上するものとする。

第 VII 部 最終規定

第 73 条

産業財産に関する 1931 年の政令第 958 号、法律第 18.591 号の第 16 及び第 17 条、法律第 18.681 号の第 38 条、並びに法律第 18.935 号は、ここに廃止する。

第 VIII 部 経過規定

第 1 条

第 39 条第 2 段落の規定に拘らず、如何なる種類の医薬並びに医薬調剤及びその化学的製法並びに化学的反応についての特許は、特許出願が本法の発効した後に最初の国で出願された場合に限りに、出願することができる。

第 2 条

第 73 条に言及した規定は、本法の発効前に既に開始した期間及び既に通知した決定にはなお適用するものとする。

1931 年の政令第 958 号の第 17 条にいう仲裁委員会に係属する不服申立は、本法第 17 条により設立される仲裁審判所が審理して決定を下すものとする。そのような不服申立は、第 18 条にいう不服申立手数料の納付を免除されるものとする。

第 3 条

係属中の、本法に違反しない特許及び意匠の出願は、1931 年の政令第 958 号の規定に従って処理されるものとする。

前段落に拘らず、そのように希望する出願人は、本法の発効の日から 120 日以内に本法の規定に合致する新出願を行うことができる。当該新出願は、原出願の優先権を享受するものとする。

第 4 条

本法は、本法に基づきチリ共和国大統領の制定した規則が官報に公布された日に施行されるものとし、この公知は本法の公示の日から 1 年以内に行うものとする。